

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月3日

【会社名】 株式会社ナンシン

【英訳名】 NANSIN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 齋藤彰則

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋人形町一丁目17番4号

【電話番号】 03 - 6892 - 3016

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務兼管理本部長 齋藤邦彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋人形町一丁目17番4号

【電話番号】 03 - 6892 - 3016

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務兼管理本部長 齋藤邦彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社ナンシン大阪支店
(大阪府大阪市東成区玉津一丁目9番25号)
株式会社ナンシン名古屋支店
(愛知県名古屋市中区千代田三丁目18番15号)
株式会社ナンシン九州支店
(福岡県福岡市博多区博多駅南四丁目13番21号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金14円(うち普通配当10円・記念配当4円) 総額 107,353,988円

ロ 効力発生日

平成29年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社移行のため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役に関して会社法第426条第1項の規定による責任の免除を、また、非業務執行取締役にに関して会社法第427条第1項の規定による責任限定契約の締結を可能とするべく所要の規定を新設する。

意思決定の迅速化を図り、経営の一層の効率化を進めるため、重要な業務執行の決定の委任など所要の規定を新設する。

上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、齋藤信房、齋藤彰則、齋藤邦彦、山本貴広、横堀剛宏及び大園 岳の6氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、伊藤國光、上田恒生及び谷 真人の3氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、千倉成示氏を選任する。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、年額400,000千円以内と定める。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額150,000千円以内と定める。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

伊藤國光及び小林 傑の両氏に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈する。

第9号議案 役員賞与支給の件

役員賞与として、総額1,650万円を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	4,829	16	278	(注)1	可決 93.42
第2号議案 定款一部変更の件	4,829	16	278	(注)2	可決 93.42
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件					
齋藤信房	4,829	16	278	(注)3	可決 93.42
齋藤彰則	4,829	16	278		93.42
齋藤邦彦	4,829	16	278		93.42
山本貴広	4,829	16	278		93.42
横堀剛宏	4,829	16	278		93.42
大園 岳	4,829	16	278		93.42
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注)3	
伊藤國光	4,824	21	278	(注)3	可決 93.32
上田恒生	4,823	22	278		93.30
谷 真人	4,828	17	278		93.40
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	4,828	17	278	(注)3	可決 93.40
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件	4,823	22	278	(注)1	可決 93.30
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	4,820	25	278	(注)1	可決 93.24
第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	4,813	80	230	(注)1	可決 93.11
第9号議案 役員賞与支給の件	4,820	25	278	(注)1	可決 93.24

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。